

議案第 1 号

我孫子市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

我孫子市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、既存の部分休業
について取得することができる時間帯の制限を撤廃し、及び1年度につき10
日相当を超えない範囲内で1時間を単位として取得できる部分休業の形態を
新設するとともに、妊娠、出産等の申出をした職員等に対する意向確認等の措
置を定め、併せて関係条例の条文を整備するため提案するものです。

我孫子市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(我孫子市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 我孫子市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>）</p> <p>(<u>第1号部分休業</u>の承認)</p> <p>第18条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数 <u>及び勤務日ごと</u> <u>の勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 <u>（次条第1項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）</u>を除く。）</p> <p>(<u>部分休業</u>の承認)</p> <p>第18条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第5条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当</u></p>

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第18条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する**第1号部分休業**の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する**第1号部分休業**の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、か

該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第18条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する**部分休業**の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する**部分休業**の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2

つ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2

項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業

(以下「第2号部分休業」という。)

の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2

項の条例で定める1年の期間は、毎

時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2

項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3

項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が

生ずると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員が**育児休業法第19条第1項に規定する**部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 略

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 **育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。**

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 略

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 **第13条の規定は、部分休業について準用する。**

(我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成17年条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(介護休暇) 第17条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含	(介護休暇) 第17条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含

む。以下この項において同じ。)、
父母、子、配偶者の父母その他規則
で定める者(第19条の2第1項にお
いて「配偶者等」という。)で負傷、
疾病又は老齢により規則で定める
期間にわたり日常生活を営むのに
支障があるものをいう。以下同じ。)
の介護をするため、勤務しないこと
が相当であると認められる場合に
おける休暇とする。

2 略

(妊娠、出産等についての申出をし
た職員等に対する意向確認等)

第19条 任命権者は、我孫子市職員の
育児休業等に関する条例(平成4年
条例第2号)第21条第1項の措置を
講ずるに当たっては、同項の規定に
よる申出をした職員(以下この項に
おいて「申出職員」という。)に対
して、次に掲げる措置を講じなけれ
ばならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両
立に資する制度又は措置(次号に
おいて「出生時両立支援制度等」
という。)その他の事項を知らせ
るための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請
求、申告又は申出(以下「請求等」
という。)に係る申出職員の意向

む。以下この項において同じ。)、
父母、子、配偶者の父母その他規則
で定める者(第19条第1項におい
て「配偶者等」という。)で負傷、疾
病又は老齢により規則で定める期
間にわたり日常生活を営むのに支
障があるものをいう。以下同じ。)
の介護をするため、勤務しないこと
が相当であると認められる場合に
おける休暇とする。

2 略

を確認するための措置

- (3) 我孫子市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2. 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立

の支障となる事情の改善に資する
事項に係る対象職員の意向を確認
するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前
項第3号の規定により意向を確認
した事項の取扱いに当たっては、当
該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状
況に至った職員に対する意向確認
等)

第19条の2 任命権者は、職員が配偶
者等が当該職員の介護を必要とす
る状況に至ったことを申し出たと
きは、当該職員に対して、仕事と介
護との両立に資する制度又は措置
(以下この条及び次条において「介
護両立支援制度等」という。)その
他の事項を知らせるとともに、介護
両立支援制度等の請求等に係る当
該職員の意向を確認するための面
談その他の措置を講じなければな
らない。

2 略

(配偶者等が介護を必要とする状
況に至った職員に対する意向確認
等)

第19条 任命権者は、職員が配偶者等
が当該職員の介護を必要とする状
況に至ったことを申し出たときは、
当該職員に対して、仕事と介護との
両立に資する制度又は措置(以下こ
の条及び次条において「介護両立支
援制度等」という。)その他の事項
を知らせるとともに、介護両立支援
制度等の申告、請求又は申出(次条
において「請求等」という。)に係
る当該職員の意向を確認するため
の面談その他の措置を講じなければ
ならない。

2 略

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年条例第8号)
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第10条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理職手当を支給される職員(次項において「管理職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成17年条例第3号)第3条第1項に規定する週休日をいう。)又は休日(次項において「週休日等」という。)において1時間以上勤務をした場合に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第15条 職員が勤務しないときは、<u>我孫子市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第6号)の例により給与を減額する。</u></p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第10条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理職手当を支給される職員(次項において「管理職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成17年条例第3号。<u>以下「勤務時間条例」という。</u>)第3条第1項に規定する週休日をいう。)又は休日(次項において「週休日等」という。)において1時間以上勤務をした場合に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第15条 職員が勤務しないときは、<u>休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認(勤務時間条例第12条第2項に規定する無給休暇の承認を除く。)のあつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p> <p><u>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの</u></p>

子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 勤務1時間当たりの給与額については、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の我孫子市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第19条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたもの

とみなす。